

令和５年第３回幸田町議会定例会会議録（第１号）

議事日程

令和５年９月１日（金曜日）午前９時７分開議

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 諸報告
- 日程第４ 報告第４号 健全化判断比率等について
- 日程第５ 第46号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第６ 第47号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について
第48号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第49号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第51号議案 工事の請負契約について（岩堀住民広場整備工事）
第52号議案 町道路線の認定及び廃止について
第53号議案 令和５年度幸田町一般会計補正予算（第４号）
第54号議案 令和５年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第１号）
第55号議案 令和５年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第56号議案 令和５年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第１号）
第57号議案 令和５年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
認定第１号 令和４年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第２号 令和４年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第３号 令和４年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第４号 令和４年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第５号 令和４年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第６号 令和４年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第７号 令和４年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第８号 令和４年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
認定第９号 令和４年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第７ 決算審査意見の報告
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

1 番 藤 本 和 美 君	2 番 吉 本 智 明 君	3 番 野 坂 純 子 君
4 番 松 本 忠 明 君	5 番 長 谷 川 進 君	6 番 岩 本 知 帆 君
7 番 田 境 毅 君	8 番 石 原 昇 君	9 番 都 築 幸 夫 君
10 番 黒 木 一 君	11 番 廣 野 房 男 君	12 番 稲 吉 照 夫 君
13 番 笹 野 康 男 君	14 番 丸 山 千 代 子 君	15 番 鈴 木 久 夫 君
16 番 藤 江 徹 君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君
 教 育 長 池 田 和 博 君 総 務 部 長 林 保 克 君

参事（税務担当） 稲 熊 公 孝 君 住民こども部長 三 浦 正 義 君
 健康福祉部長 山 本 晴 彦 君 参事（健康保健担当） 金 澤 一 徳 君
 環境経済部長 鳥 居 靖 久 君 建 設 部 長 内 田 守 君
 上下水道部長 石 川 正 樹 君 消 防 長 小 山 哲 夫 君
 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 君 財 政 課 長 相 川 美 代 子 君
 監 査 委 員 大 浦 裕 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 大 須 賀 龍 二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告議案1件、人事議案1件、単行議案6件、令和5年度補正予算5件、並びに令和4年度決算認定9件、合わせて22件の重要な議案が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

9月に入りましたが、日中はまだまだ暑い厳しい残暑が続いております。

皆様には、くれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社から、議場内のテレビカメラによる撮影の申出がありました。

これを許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、三河湾ネットワーク株式会社による、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆様、おはようございます。

小中学校では本日から2学期が始まり、通学する子どもたちの元気な声が戻ってまいりました。

本日、ここに、令和5年第3回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきまして、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事議案1件、単行議案6件、補正予算5件、そして決算認定の9件、合わせて22件でございます。

後ほど、私から各議案の提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれも、これからの町政を進める上におきまして重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意をもって対応いたします。よろしく願いいたします。

ここで、御報告を申し上げます。

1点目は、台風7号の影響についてであります。

8月15日、本町に接近し、午前4時22分に暴風警報が発表されたことから、災害対策本部を設置し、状況把握と発災に備えました。

同日、午後3時37分には暴風警報が解除されたことから、災害対策本部を廃止しました。

降り始めからの総雨量は107ミリ、時間最大雨量は47ミリ、最大瞬間風速は23.7メートルを記録しました。

主な被害状況につきましては、県道安城幸田線の高橋北側の側道の冠水、中央公民館駐車場ののり面の防草シート剥離、倒木17件、垂れた枝が車道へ出るなどの被害3件、電線・電話線の切断2件、流水による道路損壊5件を把握しております。

なお、人的被害はありませんでした。

2点目は、去る6月2日の台風2号により本町に大雨をもたらした災害については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害に指定されました。8月25日に閣議決定され、30日に公布・施行されました。

激甚災害に指定されますと、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助や

農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置が受けられることになります。

3点目であります。先日、西尾市の公園のグラウンドで地面から突き出た釘の頭が、ソフトボールの練習中だった小学4年生の男子児童の左膝に刺さり、10針を縫う大けがをしたという事故が起きました。

この事故の発生を受けまして、本町におきましても、公園グラウンド等を管理する関係各課におきましては、釘やガラスなど危険物がないか調査をしているところであります。

結果はまだ出そろってはいない状況ではありますが、後日改めて御報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。

最後に、1点御連絡をさせていただきます。

明日、2日、土曜日、午前9時から、幸田町総合防災訓練が開催されます。訓練参加51機関、約700人の参加を得て、総合的かつ実践的な防災訓練を実施いたします。議員各位におかれましても、御臨席いただきますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、御報告いたします。

企画部長は、体調不良のため、本日の会議を欠席する届出がありました。なお、代理出席者は財政課長ですので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和5年第3回幸田町議会定例会を開会します。

開会 午前 9時07分

○議長（藤江 徹君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（藤江 徹君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番 笹野康男君及び14番丸山千代子君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本期定例会の会期は、本日9月1日から9月27日までの27日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月1日から9月27日までの27日間と決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり
ですから、御了承願います。

日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査2件、定期監査1件、財政援助団体等監査1件であります。

これはお手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり、陳情が
1件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第11号を総務教育委員会に付託しま
す。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（藤江 徹君） 日程第4、報告第4号 健全化判断比率等についての報告を求めま
す。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

報告の第4号 健全化判断比率等についてであります。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及
び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見書を付して報告をさせていただ
くものであります。

2ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、「1」の健全化判断比率についてであります。4つの指標のうち、実質赤
字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字となりましたので、数値は計上され
ませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3年間の平均値で算定するものですが、
本年度は0.3%で、前年度数値と比べて0.3ポイントの低下となり、早期健全化基準
の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありま
すので、昨年度と同様に、数値は計上されませんでした。

続きまして、「2」の資金不足比率についてであります。農業集落排水事業特別会
計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計全てにおいて資金不足はありませんでし
たので、数値は計上されませんでした。

この健全化判断比率等につきましては、数値が一つでも基準を上回りますと、財政健
全化計画等の作成が義務づけられることとなりますが、本町は全てにおいて基準値以下
でありました。

なお、各比率の詳細につきましては、議案関係資料１ページから４ページまでを御覧
いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 ９時１２分

○議長（藤江 徹君） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

再開 午前 ９時１２分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第４号を終わります。

日程第５

○議長（藤江 徹君） 日程第５、第４６号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の
選任についてを議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書の５ページをお開きいただきたいと思います。

第４６号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案関係資料は、５ページ及び６ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、加藤晃委員が、令和５年１２月３１日をもって任期満了
になることに伴い、その後任の委員を選任する必要があるからであります。

議案書６ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、伊藤光幸氏、６９
歳を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるも
のであります。

任期は、令和６年１月１日から３年間であります。

伊藤氏につきましては、大学卒業後、昭和５１年に幸田町役場に就職し、平成２５年
３月に退職後、平成２５年４月からは幸田町老人福祉センターで３年勤められました。

また、平成２８年１２月から現在に至るまでは、民生委員・児童委員として、地域に
も貢献をされておられます。

伊藤氏は、地域での信望も厚く、これまで公務で養われた経験を生かし、公正中立な
判断ができる方であるとともに、その幅広い知識は、納税者としての固定資産評価への
信頼を確保する視点において、適任であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） それでは、第４６号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認めます。

これで、第４６号議案の質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第４６号議案を、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成する者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

第４６号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第４６号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。



日程第６

○議長（藤江 徹君） 日程第６、第４７号議案から第５７号議案まで、及び認定議案第１号から第９号までの２０件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

初めに、第４７号議案から第５７号議案までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案である第４７号議案から第５２号議案までの６件につきまして、提案の理由の説明をまずさせていただきます。

議案書７ページをお開きください。

第４７号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、７ページ及び８ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、これまで緊急事態宣言の宣言中の派遣職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができるとされていたものが、改正後は、政府対策本部が設置されてから廃止されるまでの間の職員派遣に対し、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当が支給できることとされました。これを受けて、本町においても、本条例を改正し、当該手当の支給のために用語及び引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまし、て議案書９ページをお開きください。

第４８号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、９ページ及び１０ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、防疫作業手当の特例の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、国家公務員の取扱いに倣い、本町においても、新型コロナウイルス感染症により生じた事態の対処について支給する防疫作業手当の特例を廃止するとともに、新たに特定新型インフルエンザ等から町民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に支給する防疫作業手当の特例を設けるものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書１１ページをお開きください。

第４９号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、１１ページから１３ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、パートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給すること及びフルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給要件の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対しても、一般職の常勤職員の取扱いに準じて、期末手当を支給することとするものであります。

支給要件は、1週間当たりの勤務時間が少ないものとして規則で定める者、具体的には週20時間未満の勤務時間の者を想定していますが、これを除いた任期の定めが6月以上又は6月に満たない任期の合計が6月以上となるパートタイム会計年度任用職員といたします。

また、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に一般職の常勤職員と同じ支給率1.2及び在職率を乗じて得た額とします。

また、これまでフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関し、任期を計算する際、異なる任命権者の任期を合算していなかったところ、国の事務処理マニュアルの改正に伴い、異なる任命権者の任期も合算することといたします。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、14ページから18ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造、管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、対象火気設備等である燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備は、建物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つとします。

対象火気設備等である蓄電池設備について、蓄電池設備の容量を示す単位をアンペアワットセルから、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に用いられるキロワット時を用いて区分することとし、蓄電池容量が20キロワット時以下のものであって出火防止措置や延焼防止措置の基準を満たしているものについては、規制の対象から除外するとともに、蓄電池設備に開放型鉛蓄電池を用いた場合は、耐酸性の床上又は台上に設けることとします。

屋外に蓄電池設備を設ける場合は、雨水等の侵入防止措置を講じ、建物から3メートル以上の距離を保つ必要がありますが、例外として延焼防止措置が講じられたものとして、火災予防上支障のないと認める構造を有するものについて追加することとします。

固定燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しにつきましては、固体燃料を用いた厨房設備と建築物等の離隔距離を定めることとします。

施行期日につきましては、令和6年1月1日であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第51号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、19ページから21ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、岩堀住民広場整備工事の施行に伴い、必要があるからで

あります。

議案書 18 ページを御覧ください。

工事名は岩堀住民広場整備工事で、工事場所は幸田町大字菱池字桜塚地内、工事概要は、土工（すき取り、盛土）、排水設備整備工、施設整備工（トイレ、フェンス等）、基盤整備工（砂舗装、アスファルト舗装）であります。

契約金額は 8,041 万円、契約の方法は、14 社による指名競争入札を 7 月 25 日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字錦田 59、株式会社ニシオ、代表取締役 西尾将人であります。

続きまして、議案書 19 ページをお開きください。

第 52 号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。

議案関係資料は、22 ページから 27 ページまでありますので、併せて御覧ください。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、幸田駅前土地区画整理事業の換地公告によるものと民間住宅の建替えに必要なため、6 路線について認定及び廃止をするものであります。

以上、第 47 号議案から第 52 号議案までの単行議案について、提案理由の説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、補正予算の関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思います。

補正予算関係につきましては、第 53 号議案から第 57 号議案までの 5 件であります。

初めに、第 53 号議案 令和 5 年度幸田町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案関係資料は、28 ページから 36 ページまででありますので、併せて御覧ください。

第 1 条、歳入歳出の予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 1,829 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 205 億 9,715 万 1,000 円とするものであります。

第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、補正予算書 8 ページを御覧ください。

第 2 表、繰越明許費補正のとおり、繰越明許費の追加及び変更を行うものであります。

初めに、15 款総務費、防犯・交通パトロールカー更新事業であります。この事業につきましては、現在、町保有の防犯交通パトロールカーが走行距離 20 万キロを超えており、安全管理の必要から、本年度、車両の更新を計画したものであります。早期の整備に向け、本年 5 月 16 日に入札を執行したところでありますが、入札結果は、全社辞退となりました。この不測の事態につきまして、各社に辞退理由を確認したところ、いずれも昨今の半導体不足の影響により令和 6 年 3 月末までの納入が間に合わないとのことであります。このため、この事業に関しては繰越明許費を限度額 342 万 5,

０００円として設定し、予算を翌年度に繰り越して使用するものとしまして、令和６年度内の完了を見込むこととするものであります。

次に４５款土木費、維新橋架け替え事業（町道新田弓場１号線）であります。この事業につきましては、当初予算でお認めいただきました繰越明許費につきまして、限度額を８，０００万円から１億３００万円に変更するものであります。この事業は、愛知県が事業主体として実施する一級河川広田川改修工事に伴い、町所有の維新橋架け替え事業、町道新田弓場１号線につきまして、幸田町が事業主体の愛知県に対して負担金を支出するものであります。当該事業につきましては、施工時期が渇水期に限定されることから、その工期が２カ年度に及ぶことが想定されたため、その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みがあるものとして、令和５年度当初予算で繰越明許費を設定したものであります。当初予算に計上の事業費は愛知県の算定によるものでありましたが、今年度になりまして、愛知県で当該事業費の精査が行われたところ、人件費の上昇や資材の高騰等の影響により、事業費の増額が積算されたことを受けまして、これに伴う繰越明許費の限度額を変更するものであります。

第３条、地方債の補正につきましては、８ページ、第３表、地方債補正のとおり、橋梁改修事業におきまして、３，６００万円としておりました起債の限度額を１，０００万円減額し、２，６００万円とするものであります。これは、国庫補助金と町債と特定財源として取り組むこととしております維新橋架け替え事業（町道新田弓場１号線）負担金事業に関し、国庫補助金の交付決定額が当初の見込みを下回りましたことによりまして、この国庫補助金の額に応答する起債額を再算定しましたところ、１，０００万円の減額となったことにより、その整理を行うものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書１２ページを御覧ください。

５５款国庫支出金、１０項国庫負担金につきましては、低所得者の介護保険料の軽減に伴う国庫負担分に関するものであります。令和４年度事業の確定に伴いまして、過年度分低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

１５項国庫補助金につきましては、初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業に対して活用することができる国庫補助金でありまして、このたびの補正予算につきましては、認定こども園等支援事業における認定こども園等給食事業費支援金の交付、環境衛生一般事業における省エネ家電購入費補助金の交付及び給食センター運営事業における学校給食会委託料の増額措置について、その財源として計上するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金を追加するものであります。これは、ワクチン接種の個別接種が促進する中におきまして、これまで都道府県事業として行われてきました医療機関への財政的支援の取組が、これからは、市町村が実施主体となるものとして内容とともに整理されたことに伴うものであります。具体的な支

援の内容としましては、週100回以上の接種を指定する2カ月ごとの間に4週間以上実施した診療所に対しまして、1回の接種につき2,000円の支援を行うこととされたものでありまして、この取組の財源として計上するものであります。

次に、社会資本整備総合交付金であります。当初予算に計上したもののうち、維新橋架け替え事業（町道1号線）負担金に係る財源措置に関する部分であります。国庫補助金の交付決定額が当初の見込みを下回りましたことによりまして、減額するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、低所得者の介護保険料の軽減に伴う県負担分に関しまして、令和4年度事業の確定に伴い、過年度分低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

15項県補助金につきましては、初めに、若年がん患者在宅療養支援事業費補助金を新規計上するものであります。これは、愛知県におきまして、終末期の若年がん患者及びその御家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としまして、支援を行う市町村の取組に対し、事業費の2分の1を補助する制度が設けられたことを受けまして、本町におきましては、このたびの補正予算でお願いをするものであります。若年がん患者在宅ターミナルケア補助金の財源としてこれを計上するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金につきましては、これまで愛知県における補助制度としまして、町を実施主体とし、医療機関がその診療時間以外の時間及び休日に公共施設型の接種会場へ医療従事者を派遣するために代替医師等を確保した場合には、その医師等の出役費に対する財政的支援を行う制度がありましたが、今年度になり、この制度が廃止されたことを受けまして、当初予算で計上しました全額を減額するものであります。

20款県委託金につきましては、初めに、校内教育支援センター整備推進事業委託金を新規計上するものであります。校内教育支援センター整備推進事業につきましては、愛知県で取り組まれている研究事業の一つでありまして、不登校生徒の社会的自立に向けた支援策について、実際の現場モデルを用いながら、課題検証や効果測定を行うものであります。とりわけこの事業につきましては、近年、児童生徒の居場所づくりとして注目されています校内への教育支援センター設置の取組をテーマとするものでありまして、このたび本町の心の支援事業の取組が、この研究事業のモデルとして委託を受けることとなりましたので、この実施に係る予算措置として計上するものであります。

次に、ラーケーション推進事業委託金を新規計上するものであります。この事業につきましても、先ほどと同様に、愛知県で取り組まれている研究事業の一つでありまして、ラーケーションの日の導入に当たりまして、実際の現場モデルを用いながら、課題検証や効果測定が行われるものであります。

ラーケーションとは、ラーニング「学習」とバケーション「休暇」を組み合わせた造語でありまして、ラーケーションの日とは、愛知県において創設されました、愛知県内の公立学校に通う子どもが保護者等とともに、家庭や地域で体験や探究の学び・活動を自ら考え、企画し、実行することができる日のことであります。各家庭がラーケーションの日の取得を届け出た日につきましては、学校に登校しなくても欠席扱いとはしない

こととする取組となります。このラーケーションの日の導入に当たりまして、このたび、本町がモデルケースとして愛知県から委託を受けることとなりましたので、その実施に係る予算措置として計上するものであります。

75款繰入金、10項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

15項他会計繰入金につきましては、令和4年度分の事業の精算に伴いまして、介護保険特別会計繰入金を追加するものであります。

80款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

85款諸収入につきましては、海外旅行需要の回復傾向に伴いまして、町窓口で扱うパスポート申請が増加していることから、これに伴う収入印紙売捌手数料及び収入印紙売捌代金を追加するものであります。

90款町債につきましては、先ほど地方債の補正において説明をさせていただきましたが、維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）負担金に係る財源措置に関しまして、国庫補助金の交付決定額が当初の見込みを下回りましたことによりまして、この国庫補助金の額に応答する起債額を再算定しまして、減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書は、16ページを御覧ください。

まずは、各課にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その内容といたしましては、人事異動により、給料、職員手当等及び共済費を調整するものであります。詳細につきましては、26ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、これに係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、初めに、15款総務費、10項総務管理費、20目会計管理費につきましては、会計管理事業におきまして、パスポート申請用収入印紙代を追加するものであります。これは、歳入において説明をさせていただきましたが、現在、海外旅行需要の回復傾向に伴いまして、町窓口で扱うパスポート申請が著しく増加しており、これからの年末需要その他の需要増加を想定しますと、申請者に対して販売する収入印紙の在庫に不足が見込まれますことから、今後の必要額について措置をするものであります。

50目コミュニティ推進費につきましては、コミュニティ推進事業におきまして長嶺コミュニティホーム建設用地購入費を新規計上するものであります。長嶺コミュニティホームは、昭和49年度の建築以来、長嶺区民の憩いの施設として利用され、良好なコミュニティ形成に役立てられています。この長嶺コミュニティホームであります、築後50年を経過しようとしていることから、近年は老朽化が進んで施設の安全維持が課題となっており、また立地がお寺の境内地の借地によっていることから、将来を見据えて、安定した新施設の建設を望む声が上がっております。新しい施設の建設用地につきましては、適地の選定について調整を続けてまいりましたが、このほど、長嶺区のほぼ中央部に位置する土地につきまして、長嶺区と地権者との間で用地協力の合意が得られましたので、これを適地とし、将来的な長嶺コミュニティホームの建設用地として取得するものであります。

18 ページを御覧ください。

20 款民生費、10 項社会福祉費、10 目社会福祉総務費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、若年がん患者在宅ターミナルケア補助金を新規計上するものであります。この事業につきましては、歳入において説明をさせていただきましたが、若年がん患者の在宅療養における経済的負担の軽減を図り、その支援を行うものであります。事業の具体的な内容としましては、医学的知見に基づいて、回復の見込みがない状態と診断された40歳未満の若年がん患者に対しまして、訪問介護や訪問入浴介護などの在宅サービス利用料のほか、車椅子や特殊寝台などの貸与、入浴補助用具、腰掛便座などの購入に係る費用について、その9割を支給するものでありまして、町として、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう支援をしていくものであります。

15目老人福祉費につきましては、初めに、老人生きがい対策事業におきまして、六栗ゲートボール場テント上屋設計業務委託料を新規計上し、併せて、六栗ゲートボール場テント上屋設置工事請負費を減額するものであります。六栗ゲートボール場につきましては、元来、テント状の上屋を備えており、1年を通してゲートボールを楽しんでいたいただけますよう日差し対策や雨よけ対策が図られておりました。このテント上屋であります、老朽化が進んだことで令和2年度に撤去をし、その後につきましては、近年のゲートボール場の利用状況や施設の安全面などと照らしながら、再整備の可否について調査を進めてきたところでありますが、再整備を望む多くの声を受けまして、令和5年度の当初予算において、その設置に係る工事請負費を計上したものであります。新年度の開始後は、早期の設置に向けまして、直ちにこの事業に取りかかりましたが、愛知県の建築相談を進める過程におきまして、テント上屋の再整備には、建築確認申請が必要となること、また構造計算上、ボーリング調査が必要となることが明らかとなりました。このため、テント上屋の設置工事については令和6年度に改めて実施するものとして、当初予算に計上しました工事請負費の全額を減額することとし、併せて、テント上屋の再整備に必要な設計業務委託料を新規計上するものであります。

次に、介護保険事業におきましては、令和4年度の事業確定に伴いまして、低所得者の介護保険料の軽減措置に係る令和4年度分の国県及び町の負担分を特別会計に繰り出すため、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

20目社会福祉施設費につきましては、老人福祉施設管理運営事業におきまして、高齢者ふれあいプラザ改修工事請負費を新規計上するものであります。この構想につきましては、本年5月に開催の福祉産業建設委員協議会で説明をさせていただきましたが、広く町全体の高齢者等を対象とした施設の活用を構想する過程におきまして、高齢者ふれあいプラザの事務用途への変更及び幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターの移転を具体的に進めることとしまして、その環境整備として、現高齢者ふれあいプラザ施設内の改装工事及び外構工事に取り組むものであります。

次に、15項児童福祉費、15目児童措置費につきましては、認定こども園等支援事業におきまして、昨今の物価高騰に直面する保育事業等実施者を支援するため、特に、その提供する給食の事業費に関しまして、利用児童1人当たり1食60円を算定して交

付します認定こども園等給食事業費支援金を新規計上するものであります。この認定こども園等給食事業費支援金につきましては、町内の認定こども園等13施設を対象とするものとし、事業実施に当たりまして、歳入において説明させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組むことといたします。

25款衛生費、10項保健衛生費、15目予備費につきましては、予防接種事業におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金に係る県補助分を減額し、併せて、国庫補助金を新規計上するものであります。この新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金につきましては、初めに、県補助分の減額措置であります。これは、これまで愛知県による補助制度を受けまして、町が実施主体となり、医療機関がその診療時間以外の時間及び休日に公共施設型接種会場へ医療従事者を派遣するために代替医師等を確保した場合には、その医師等の出役費に対する財政的支援を行う事業に取り組んでまいりましたが、愛知県においてこの制度が廃止されたことに伴いまして、これに係る事業費全額を減額するものであります。次に、国庫補助分の新規計上分ですが、これは、これまでの支援制度に替わる医療機関への財政的支援でありまして、今後、ワクチン接種の個別接種が促進される中におきまして、週100回以上の接種を指定する2カ月ごとの間に4週間以上実施した診療所に対しましては、1回の接種につき2,000円の支援を行うこととするものであります。

30目環境衛生費につきましては、環境衛生一般事業におきまして、省エネ家電購入費補助金を追加するものであります。省エネ家電購入費補助金につきましては、町内の販売店で、省エネ基準達成率100%以上の省エネ家電を購入した町民に対しまして、購入費の2分の1で算定しました上限額5万円の補助金を交付するものでありまして、令和5年度の新規事業として当初予算に計上し、実施しているところであります。環境にやさしい省エネ性能の高い家電を選択する家庭を応援し、また、この応援が広く行き渡るように申請期限を設けて事業に取り組みしましたところ、予定件数を超える申請数がありまして、既に既決予算額に達する状況となりました。この事業につきましては、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一つとして、温室効果ガスの排出量の削減を目的としており、これまでの反響からも相応の効果が期待できることから、予算を増額して取り組むこととするものであります。なお、事業の実施に当たりましては、歳入において説明させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組むことといたします。

15項清掃費につきましては、一般廃棄物最終処分場管理運営事業におきまして、芝生広場整備工事詳細設計業務委託料を新規計上するものであります。大字六栗字大木に位置します一般廃棄物最終処分場の隣接地の有効活用につきまして、これまで検討を重ねてまいりましたところであります。過去には運動公園として整備する構想もありましたが、これに限定せず、より多用途にオープンスペースの活用方針について地元調整を行ったところ、このほど芝生広場としての整備計画に至ったものであります。整備を目指す芝生広場につきましては、地域住民の運動や休息等に広く利用できるものを検討してまいります。また、本施設におきましては、昨今の豪雨被害の状況を見る中で、喫緊の課題であります、災害の発生時に必要な災害廃棄物の仮置き場としての活用を検討し

てまいります。現場の整備につきましては、令和6年度に実施するものとしまして、このたびの補正予算では、整備工事に係る設計業務に取り組むものであります。

35款農林水産費、15項農地費につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出事業におきまして、人事異動による人件費調整分の財源とするため、農業集落排水事業特別会計繰出金を追加するものであります。

20項林業費につきましては、林業振興一般事業におきまして、里山林整備保全促進事業補助金を新規計上するものであります。里山林整備保全促進事業補助金につきましては、本町の里山林の整備保全活動の促進を図るため、その根拠となる施設等の整備を実施する団体に対し補助金を交付するものであり、このたびの補正予算におきましては、竹粉碎機の購入に対する補助金交付の措置とするものであります。里山林の整備や保全に関しましては、自主的な活動を第一として取り組まれているところでありますが、昨今は、とりわけ竹の繁茂が著しく、さらにはこの繁茂した竹の伐採処理に困難を伴うことから、これが保全活動の妨げとなる状況が発生しております。竹林の放置は、里山林の荒廃を招き、また、近年の集中豪雨に対しては、放置竹林の拡大が土砂災害を引き起こす要因となることが懸念されておりますことから、早急な対策が必要として補助金交付を行い、速やかな里山林整備の促進を図ることとするものであります。

45款土木費、15項道路橋梁費、25目道路新設改良費につきましては、道路新設改良事業におきまして、このほど、地権者からの寄附申出により、町道芦谷1号線事業に係る代替地用地の取得見込みとなりましたことから、取得後、速やかにこの用地を活用できるよう、当該土地に所在する家屋の撤去に取り組むため、家屋解体工事請負費を新規計上するものであります。

次に、道路整備事業におきましては、町道深溝1号線舗装整備工事請負費を新規計上するものであります。町道深溝1号線は、JR三ヶ根駅東口から本光寺前を経由するあじさいロードと称される路線であります。大河ドラマ「どうする家康」の放映もありまして、家康ゆかりの地が注目を集める中、景観保全を含めた環境整備が急務であり、この路線の速やかな舗装整備に取り組むものであります。

30目橋梁費につきましては、橋梁整備事業におきまして、維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）負担金を追加するものであります。これは、先ほど繰越明許費の補正において説明をさせていただきましたが、幸田町が事業主体の愛知県に対して支出する負担金の積算に関しまして、愛知県から増額を示されたことを受けまして、その増額分について追加をするものであります。

25項都市計画費につきましては、都市計画総務一般事業におきまして、幸田北部地区宅地開発地候補地選定業務委託料を新規計上するものであります。将来人口の見通しにつきましては、人口統計から、特に町北部地区における人口減少が明らかな状況となっておりまして、この課題の解決に向けまして、令和6年度に本格的な新市街地形成の検討を行う計画としておりますが、この検討をより効果的に進めるために、このたびの補正予算におきまして、人口や土地利用等の整理を踏まえた住宅開発地の候補地の抽出に取り組むものであります。

55款教育費、10項義務教育費につきましては、事務局一般事業におきまして、今

年度、愛知県から校内教育支援センター整備推進事業やラーケーション推進事業を受託したことによりまして、これら直接経費として認められる部分を含めまして、事務局一般事業における1年間の必要な会計年度任用職員の人件費等を再積算しましたところ、年度末までに不足を生じることが見込まれる状況となりましたために、報酬、共済費及び費用弁償を、それぞれ追加するものであります。

15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業であります。去る6月23日に、本町と三菱ケミカルクリンスイ株式会社との間におきまして、水にまつわる包括連携協定を締結したところでありますが、協定事項の一つであります、子どもたちの健康を育むため、安全な水を提供する取組に関することの推進の一環としまして、子どもたちに三菱ケミカルクリンスイ社製の浄水器を介したクリンスイウォーターを届けることとし、ウォーターサーバー賃借料及びその整備に係る工事請負費を新規計上するものであります。

20項中学校費につきましては、中学校管理一般事業におきまして、先ほどの15項小学校費での措置と同様に、ウォーターサーバー賃借料及び整備工事請負費を新規計上するものであります。

30項保健体育費、15目保健体育施設費につきましては、社会体育施設事業におきまして、体育倉庫建設工事实施設計業務委託料及び体育倉庫解体工事請負費を新規計上するものであります。文化スポーツ課で管理をしております現体育倉庫につきましては、県道岡崎交差点に面して立地しており、もともとは旧消防庁舎の車庫として使用していたものを、体育倉庫に流用して利用しているところであります。昭和62年建築のこの倉庫であります。もともとが車庫であったことに加え、築後35年を経過していることから、老朽化が著しく進んでおり、降雨時には雨漏りがあるなど、スポーツ備品やイベント物品の収納場所として支障を生じることとなっております。このため、建替えを視野に検討しておりましたが、このほど、県道岡崎幸田線に設置されています役場前横断歩道橋が本年度中に撤去されることが確認されましたことから、この機会に周辺環境の整備と合わせて当該倉庫を解体することとし、加えて、新設の倉庫の建設工事に必要な施設設計業務に取り組むものであります。

20目給食センター費につきましては、給食センター運営事業におきまして、食品価格の高騰への対応のため、学校給食会委託料を追加するものであります。この学校給食会委託料の増額措置に当たっては、児童又は生徒1人当たり1食20円として積算しており、保護者の負担に転嫁することのないように、歳入において説明をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組むものであります。

70款諸支出金につきましては、土地取得特別会計繰出事業におきまして、土地取得特別会計における前年度繰越金の確定によりまして、土地取得特別会計繰出金を減額するものであります。

以上が、令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、第54号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の２７ページをお開きください。

また、議案関係資料は、２８ページ、３７ページ及び３８ページでありますので、併せて御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ９,２７８万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３億６,９４５万１,０００円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書３６ページを御覧ください。

１５款繰入金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、一般会計繰入金を減額するものであります。

同様に、２０款繰越金につきましては、繰越明許費に係る剰余金を含む前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

２５款諸収入につきましては、町道芦谷１号線事業用地購入費及びこれに係る物件移転等補償費の財源として、土地開発基金借入金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書３８ページを御覧ください。

１０款土地取得費につきましては、公共用地先行取得事業におきまして、町道芦谷１号線事業用地購入費及びこれに係る物件移転等補償費を新規計上するものであります。町道芦谷１号線につきましては、県道美合幸田線と国道２４８号を結ぶ幹線道路であります。小中学校の通学路としての利便があり、歩行者の交通が多くありますが、現道には西側に狭小な歩道が備わるのみであり、安全確保が急務であったことから、令和元年度に都市計画事業の認可を受け、両側歩道の設置や交差点改良を進めているものであります。このほど、この道路に係る用地協力につきまして、沿線の地権者との合意が得られましたことから、公共用地先行取得事業として予算を措置し、事業の円滑な推進に資することとするものであります。

１５款諸支出金につきましては、土地開発基金繰出事業におきまして、土地開発基金繰出金を追加するものであります。これは、土地開発基金借入金を財源としまして取り組みました、令和３年度繰越明許費であります町道芦谷１号線用地先行取得事業の完了に伴いまして、その剰余金を基金に繰り出すものであります。

以上が、令和５年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第１号）の概要であります。

次に、５５号議案 令和５年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

補正予算書の４１ページをお開きください。

また、議案関係資料は、２８ページ及び３９ページでありますので、併せて御覧ください。

このたびの補正予算は、歳入における各款の金額の相互の増減、及び歳出における財源の更正を行うものでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はありません。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 50 ページを御覧ください。

20 款国庫支出金につきましては、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金を新規計上するものであります。本町の国民健康保険制度の被保険者に係る出産育児一時金につきましては、本年第 1 回定例会におきまして、幸田町国民健康保険条例の一部改正について御議決をいただき、本年度から上限を 50 万円とする支給を開始したところであります。この健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につきましては、市町村のこうした支給額の引上げ措置に対し、令和 5 年度に限り、支給 1 件当たり 5,000 円の国庫補助が受けられることとなったものであります。

40 款繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、国民健康保険特別会計の収支を調整するものであります。

45 款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、52 ページを御覧ください。

15 款保険給付費につきましては、出産育児一時金補助事業におきまして、歳入で説明しました国庫補助金の予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

以上が、令和 5 年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の概要であります。

次に、第 56 号議案 令和 5 年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

補正予算書の 55 ページをお開きください。

また、議案関係資料は 28 ページ、40 ページ及び 41 ページでありますので、併せて御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1,691 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 24 億 1,632 万 3,000 円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書 64 ページを御覧ください。

25 款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の令和 4 年度分の精算に伴いまして、過年度分介護給付費支払基金交付金及び過年度分地域支援事業支援交付金をそれぞれ減額するものであります。

30 款県支出金につきましても同様に、介護給付費の令和 4 年度分の精算に伴いまして、過年度分介護給付費負担金を減額するものであります。

40 款繰入金につきましては、初めに、10 項一般会計繰入金におきまして、令和 4 年度事業の確定に伴いまして、国県及び町の負担分を繰り入れるため、過年度分低所得者保険料軽減負担金繰入金を追加するものであります。

15 項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を減額し、介護保険特

別会計の収支を調整するものであります。

45款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書66ページを御覧ください。

40款諸支出金につきましては、初めに、10項償還金及び還付加算金であります、国庫支出金等過年度分返還事業におきまして、介護給付費及び地域支援事業の令和4年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

20款繰出金につきましても同様に、令和4年度分の事業の精算に伴いまして、一般会計繰出事業におきまして、一般会計繰出金を追加するものであります。

以上が、令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第57号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の69ページをお開きください。

また、議案関係資料は、28ページ及び42ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,986万4,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書78ページを御覧ください。

35款繰入金につきましては、人事異動による人件費調整分の財源とするため、一般会計繰入金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、80ページを御覧ください。

10款集落排水事業費におきましては、総務管理一般事業におきまして、人事異動に伴いまして、給料、職員手当等、共済費を、それぞれ追加するものであります。詳細につきましては、82ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上が、令和5年度 幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、補正予算の説明をさせていただいたものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定議案第1号から第9号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 次に、認定第1号から認定9号までの決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

一般会計から順次説明を申し上げます。

別冊の令和4年度各会計決算書及び令和4年度決算に係る主要な施策の成果の説明書を御覧いただきますようお願いいたします。

まず、認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。詳細につきましては、決算書及び主要な政策の成果の説明書のとおりであります。

決算書178ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額204億4,003万7,000円、歳出総額190億47万8,000円、歳入歳出差引額14億3,955万9,000円となりました。

令和4年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が5,320万4,000円ありましたので、実質収支額につきましては、13億8,635万5,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

初めに歳入であります。決算書の18ページから73ページまで及び主要な施策の説明書の21ページからを御覧ください。

10款町税につきましては、87億3,100万6,000円で、前年度比104.9%、4億993万円の増収となりました。

個人町民税は、給与所得者の納税義務者数の増加により、前年度対比102.9%、7,651万4,000円の増収となりました。法人町民税は、主に大手自動車関連事業が増益となったことにより、前年度対比140.2%、1億1,590万5,000円の増収となり、町民税全体では31億4,898万6,000円で、前年度対比106.5%、1億9,241万9,000円の増収となりました。

固定資産税につきましては、新增築家屋の増加や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因する税負担の特例措置が縮小されましたことなどによりまして、交付金を含む固定資産税全体では、48億4,667万6,000円で、前年度対比の104.1%、1億8,967万7,000円の増収となりました。

その他の町税につきましては、軽自動車税、たばこ税、入湯税及び都市計画税のいずれも前年度比で増収でありまして、これらの総額は7億3,534万4,000円、前年度対比の2,783万4,000円の増収となりました。

20ページからを御覧ください。

15款地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税のいずれも前年度比で増収でありまして、これらの総額で1億4,975万3,000円、前年度比107.4%、1,027万7,000円の増となりました。

20 款利子割交付金から、28 ページの33 款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、法人事業税交付金や地方消費税交付金などの増がありましたが、株式等譲渡所得割交付金の減、また、地方特例交付金におきましては、令和3 年度に限り実施されました固定資産税及び都市計画税の軽減措置分に対する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減がありまして、これらの総額で14 億1,794 万7,000 円となり、前年度比93.1%、1 億429 万6,000 円の減となりました。

30 ページからを御覧ください。

35 款地方交付税につきましては、その全額が特別交付税でありまして、普通交付税には算定されない特別な財政需要に対するものとして、2,664 万6,000 円が交付されました。

40 款交通安全対策特別交付金につきましては、ほぼ前年度並みでありましたが、440 万2,000 円、前年度比の88.9%、55 万1,000 円の減となりました。

45 款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありまして、総額の6,522 万円、前年度比の110.3%、608 万5,000 円の増となりました。

32 ページを御覧ください。

50 款使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料、町営住宅使用料、放課後児童健全育成手数料、一般廃棄物処理手数料等が主なものでありますが、ほぼ前年度並みの2 億1,828 万6,000 円でありまして、前年度比101.6%、348 万3,000 円の増となりました。

36 ページからを御覧ください。

55 款国庫支出金につきましては、24 億1,706 万5,000 円で、前年度比78.6%、6 億6,000 万4,000 円の大幅な減となりました。主な変動要因といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付、子ども1 人当たり10 万円給付に係る子育て世帯等臨時特別支援事業補助金の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、地方創生拠点整備交付金の増、保育所等整備交付金の増などがあります。

42 ページからを御覧ください。

60 款県支出金につきましては、11 億5,880 万3,000 円で、前年度比の101.4%、1,595 万1,000 円の増となりました。主な変動要因といたしましては、介護施設等整備事業費補助金の減、各種選挙費委託金の増、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の皆増、げんき商店街推進事業費補助金の皆増などがあります。

52 ページからを御覧ください。

65 款財産収入につきましては、1,765 万円で、前年度比90.1%、193 万9,000 円の減となりました。主な要因といたしましては、不動産売払収入の減であります。

54 ページからを御覧ください。

70 款寄附金につきましては、33 億2,868 万8,000 円で、前年度比98.4%、5,427 万9,000 円の減となりました。このうちふるさと納税による寄附金収入につきましては、33 億2,521 万5,000 円でありまして、前年度比の98.

5%、5,114万5,000円の減でありました。

56ページからを御覧ください。

75款繰入金につきましては、4億5,983万8,000円で、前年度比4億3,133万5,000円の大幅な増となりました。この要因といたしましては、三ヶ根駅周辺まちづくりの現地事務用地及び幸田駅前土地区画整理事業関係用地としまして、土地取得特別会計から一般会計への各用地の買戻しを行ったことに伴いまして、土地取得特別会計からの繰入れがあったことによるものであります。

58ページからを御覧ください。

80款繰越金につきましては、13億3,586万8,000円で、前年度比140.3%、3億8,401万4,000円の増でありました。

60ページからを御覧ください。

85款諸収入につきましては、預託回収金、保育所及び小中学校の給食費実費徴収金など、他のどの費目にも属さない収入金でありまして、6億1,836万5,000円、前年度比110.9%の6,097万4,000円の増となりました。その主な要因といたしましては、須美前山地区での工業団地開発関係事務に対する愛知県からの負担金収入の皆増などであります。

72ページからを御覧ください。

90款町債につきましては、総額で4億9,050万円でありまして、マンホールトイレ整備事業、役場庁舎非常用発電機整備事業、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業、南部地域包括支援センター整備事業、県営防災ダム事業、県営たん水防除事業、道路改築事業、幸田中央公園整備事業、消防指令システム共同事業及び消防用自動車整備事業において起債を行ったものであります。

以上、一般会計の歳入の概要について説明をさせていただきました。

続きまして、歳出のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

なお、歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

主要な施策の成果の説明書の14ページ及び15ページを御覧ください。

初めに、人件費につきましては、39億5,178万円で、前年度比103.4%、1億2,924万円の増となりました。主な要因といたしましては、職員数の増加や、会計年度任用職員制度の運用に伴う増などによるものであります。

扶助費につきましては、28億3,152万4,000円で、前年度比72.3%、10億8,693万5,000円の減となりました。主な要因といたしましては、障害児通所給付費等や子ども医療費などが増加しておりますが、国庫補助事業であり、繰越明許費として実施しました子育て世帯等臨時特別支援事業における給付金の給付につきましては、その大半を前年度内に終わっていましたことから、この部分の比較が影響して、大きく減少したものであります。

公債費につきましては、4億7,883万3,000円で、前年度比95.9%、2,060万7,000円の減となりました。その主な要因といたしましては、平成23年度に借入れを行いました新駅自由通路建設事業債などの償還が、令和3年度をもって終了

したことなどによるものであります。

物件費につきましては、47億,2,028万6,000円、前年度比118.8%、7億4,843万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、エネルギー価格の高騰による光熱水費の増加や、飲食店等応援チケット事業委託料の皆増、須美前山地区工業団地開発事業委託料の増などによるものであります。

維持補修費につきましては、5億2,540万7,000円、前年度比148.8%、1億7,234万4,000円の増となりました。主な要因といたしましては、学校施設や社会教育施設の修繕費の増などによるものであります。

補助費等につきましては、24億4,734万8,000円で、前年度比128.7%の5億4,635万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、エネルギー価格高騰対策としました各種支援の実施や、令和3年度事業の確定に伴う国庫支出金返還金の発生などによるものであります。

積立金につきましては、1,226万8,000円で、前年度比2億3,134万4,000円の大幅な減となりました。この要因といたしましては、前年度は特に財政調整基金及び福祉施設整備基金への積立てがあったことによるものであります。

続きまして、普通建設事業につきましては、26億115万9,000円で、前年度比101.2%、3,126万1,000円の増となりました。令和4年度に実施しました主なものといたしましては、補助事業分では、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業、保育所等整備補助金、史跡島原藩主深溝松平家墓所保存整備事業、町道芦谷1号線道路改良事業などであります。また、単独事業分では、南部地域包括支援センター建設工事、坂崎保育園大規模改修工事、豊坂小学校職員室等改修工事、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金などであります。

災害復旧費につきましては、令和4年9月に発生しました台風15号により受けた被害の復旧に当たりまして、8,216万4,000円であります。

最後に、財政指標につきましては、説明をいたします。主要な施策の成果の説明書の18ページを御覧ください。

初めに、単年度の財政力指数であります。令和4年度の算定におきましては、基準財政需要額の減少幅が基準財政収入額の減少幅よりも大きかったため、前年度の1.02から0.01ポイントの上昇となる1.03でありました。

経常収支比率につきましては、前年度の88.8%から0.9%の上昇となる89.7%となりました。主な要因といたしましては、人件費の増であります。

実質公債費比率につきましては、前年度の0.6%から0.3ポイントの低下となる0.3%となりました。主な要因といたしましては、地方債の元利償還金が減少したことによるものであります。

以上、一般会計の決算概要でございます。

続きまして、特別会計につきましては、順次説明をまいります。

認定第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書200ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額10億3,274万2,000円、歳出総額9億6,817万2,000円、歳入歳出差引額6,457万円となりました。

令和4年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が4,131万2,000円ありましたので、実質収支額につきましては2,325万8,000円となりました。

それでは決算の概要を説明させていただきます。

決算書の181ページから199ページまで及び主要な施策の成果の説明書の133ページからを御覧ください。

歳入につきましては、一般会計への土地売却収入の増があり、また、町債としまして、芦谷1号線用地先行取得事業及び福祉施策推進構想先行取得事業について、借入れを行ったことなどによりまして、前年度比7億7,358万4,000円の増となりました。

歳出につきましては、公共用地先行取得事業としまして、芦谷1号線事業用地取得費、芦谷1号線事業代替地用地取得費、福祉施策推進構想事業用地等取得費の支出や、一般会計の土地売却収入に係る土地開発基金への繰出し及び一般会計への繰出しなどによりまして、前年度比の7億4,821万円の増となりました。

次に、認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書240ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額31億9,554万5,000円、歳出総額31億8,837万4,000円、歳入歳出差引額717万1,000円となり、実質収支額につきましても、717万1,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の203ページから239ページまで及び主要な施策の成果の説明書は145ページからを御覧ください。

歳入につきましては、被保険者数の減少等による国民健康保険税の減や、県支出金の減などによりまして、前年度比98.3%、5,528万6,000円の減となりました。

歳出につきましては、総務費などの増に対し、療養諸費や高額療養費などの減によりまして、前年度比98.3%、5,570万2,000円の減となりました。

認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書266ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額5億2,673万1,000円、歳出総額5億2,574万8,000円、歳入歳出差引額98万3,000円となり、実質収支額につきましても、98万3,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書は243ページから265ページまで及び主要な施策の成果の説明書の161ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、被保険者の増加による後期高齢者医療保険料の増などによりまして、前年度比108.9%、4,305万9,000円の増となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増や、保健事業費の増などによりまして、前年度比108.8%、4,273万8,000円の増となりました。

認定第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書312ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額22億9,168万6,000円、歳出総額22億3,962万6,000円、歳入歳出差引額5,206万円となり、実質収支額につきましても、5,206万円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の269ページから311ページ及び主要な施策の成果の説明書の169ページからを御覧ください。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の増などによりまして、前年度比104.9%の1億600万7,000円の増となりました。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増加による保険給付費の増や、令和4年度から地域包括支援センターが3包括体制となりましたことなどに伴う地域支援事業費の増などによりまして、前年度比の105.1%、1億903万2,000円の増となりました。

認定第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書334ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額9,512万3,000円、歳出総額9,512万3,000円、歳入歳出差引額0円となり、実質収支額につきましても、0円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の315ページから333ページ及び主要な施策の成果の説明書の185ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、国庫支出金の減、事業費の減少による繰入金の減などによりまして、前年度比48.0%、1億286万2,000円の減となりました。

歳出につきましては、令和3年度において、道路や公園などの工事が完了したことなどによりまして、前年度比49.1%の9,846万2,000円の減となりました。

なお、この特別会計は令和4年度末をもって廃止しました。また、区画整理事業につきましては、令和5年6月2日の換地処分公告をもって完了としており、令和5年度内に新地番への変更登記や清算金の徴収又は交付を行いますと、全ての手続が完了いたします。

認定第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書356ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額3億7,384万円、歳出総額3億7,384万円、歳入歳出差引額0円となり、実質収支額につきましても、0円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の３３７ページから３５５ページまで及び主要な施策の成果の説明書の１９３ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、光熱水費の増加等に伴う一般会計繰入金の増や、公営企業会計適用事業に係る町債の皆増などによりまして、前年度比１０２．９％、１，０６９万５，０００円の増となりました。

歳出につきましては、処理場の施設管理や維持補修等に係る集落排水維持管理費の増などによりまして、前年度比１０２．９％、１，０６９万５，０００円の増となりました。

認定第８号 令和４年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について説明をいたします。

決算書の３６９ページから４１１ページまで及び主要な施策の成果の説明書の２２３ページからを御覧いただきたいと思います。

収益的収支につきましては、税込で事業収益８億６，０１４万３，０００円に対し、事業費用７億７，９５万３，０００円でありました。

その結果、収支差引は、１億５，２１９万円となりました。なお、損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで１億２，５２４万円となり、未処分利益剰余金は１億７，５７５万９，０００円となりました。

この利益処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にお示ししましたとおり、未処分利益剰余金から１億１，７７７万８，０００円を資本金に組み入れ、７００万円を建設改良積立金に積み立て、５，０９８万１，０００円の残額につきましては、翌年度へ繰り越す予定をしております。

次に、資本的収支につきましては、税込で、工事負担金補助金及び他会計負担金による資本的収入に対する施設の更新整備などに要する建設改良費及び補助金返還金による資本的支出によりまして、収支差引は２億８，１８９万６，０００円の不足となりました。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

最後に、認定第９号 令和４年度幸田町下水道事業会計決算認定について説明をいたします。

決算書４１５ページから４５９ページまでを、また主要な施策の説明書は２３７ページからを御覧いただきたいと思います。

収益的収支につきましては、税込で事業収益７億１，１９９万７，０００円に対し、事業費用６億８，９８５万８，０００円でありました。

その結果、収支差引は、２，２１３万９，０００円となりました。

なお、損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで９２９万６，０００円となり、未処分利益剰余金は４，３３５万５，０００円となりました。

この利益につきましては、翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定としておりますので、議会の議決による処分額は計上しておりません。

次に、資本的収支につきましては、税込で、受益者負担金、補助金、他会計補助金、他会計出資金及び企業債による資本的収入に対する、管路の建設などに要する建設改良費及び企業債償還金による資本的支出によりまして、収支差引は、７，９９５万２，００

0円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに同年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和5年第3回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案6件、補正予算5件、決算認定9件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7

○議長（藤江 徹君） 日程第7、決算審査意見の報告を行います。

大浦裕代表監査委員から、決算審査意見の報告をお願いします。

監査委員。

〔監査委員 大浦 裕君 登壇〕

○監査委員（大浦 裕君） 御指名でございますので、御報告をさせていただきます。

去る7月24日から8月4日までの実質7日間にわたり実施しました、令和4年度決算審査の結果について申し上げます。

令和4年度幸田町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業及び下水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、併せて関係職員の説明を求めるとともに、定期監査、例月出納検査等における監査指摘事項措置状況通知書も参考とし、係数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の26ページから29ページ、第6むすびに記載させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

なお、本報告につきましては、第6むすび記載の主な項目を要約した形での報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和4年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の概要は、前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとする。

令和4年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入279億5,570万円、歳出263億9,136万円で、前年度と比較し歳入が12億6,516万円、歳出が11億4,278万円それぞれ増加している。

一般会計の歳入は、決算額204億4,004万円で、前年度と比較し4億8,997万円の増加となっている。

町税の収納状況は、収入済額は4億993万円増の87億3,101万円で、これは個人町民税、法人町民税及び固定資産税などの増収によるものである。町税全体の収納率も98.8%と高くなっており、今後も現年分に重点を置くなど継続的な取組が必要と考える。

町税以外の歳入で増加となったのは、繰入金、繰越金及び地方消費税交付金などである。一方、減少となったのは、国庫支出金及び地方特例交付金などである。

一般会計の歳出は、決算額190億48万円、前年度と比較し3億8,627万円の増加となっている。増加となったのは、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業などの総務費、都市施設整備事業における用地購入費などの土木費が主なものであり、一方、減少となったのは、子育て世帯への臨時特別給付金などの民生費や、諸支出金が主なものである。

次に、特別会計全体では、歳入決算総額75億1,567万円、歳出決算総額73億9,088万円で、それぞれ増加している。

なお、特別会計につきましては、特に気のついた特別会計のみ述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計は、前年度と比較し歳入が5,529万円、歳出が5,570万円それぞれ減少している。国民健康保険の被保険者数は6,540人で前年度より減少している。国民健康保険税の収納状況は、収入済額7億158万円で、収納率は86.0%と前年度より高くなっている。今後も、適切で柔軟な対応により、収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計は、賦課人数が9,507人で前年度より増加し、歳入が1億601万円、歳出が1億903万円それぞれ増加している。介護保険料の収納状況は、収入済額5億4,825万円であり、収納率は99.2%である。今後も、介護予防事業を効果的に進めるなど、増加傾向にある保険給付費の抑制に努められたい。

農業集落排水事業特別会計は、前年度と比較し歳入が1,069万円、歳出が1,069万円それぞれ増加している。今後も、農業集落排水施設について長寿命化を図り、安定経営に努められたい。

次に、公営企業会計であります。水道事業会計は、給水人口は4万2,136人で前年度より174人減少し、年間配水量は485万9,704立方メートルで、6万8,042立方メートル、年間有収水量は445万7,583立方メートルで、8万3,126立方メートルそれぞれ減少している。有収率は91.7%となり、0.5%低くなっている。今後も、水の安定的な供給に向け、水道施設や排水管の改修を進め、安定経営に努めるとともに、有収率向上の取組を検討されたい。

下水道事業会計は、処理区域内人口は3万1,334人で前年度より441人増加し、年間処理水量は287万4,832立方メートルで3万1,991立方メートル、年間有収水量は286万549立方メートルで1万2,740立方メートルそれぞれ減少している。今後も、安定経営に努めるとともに、農業集落排水事業地区の公共下水道接続を

計画的に実施されたい。

主要な財政指標については、単年度財政力指数が1.03で前年度より0.01ポイント増加、公債費負担比率は3.5%で0.4ポイント減少、実質収支比率は15.0%で2.1ポイント増加している。経常収支比率は89.7%で前年度より0.9ポイント増加し、やや高めの水準で推移している。また、自主財源比率は、前年度より3.1ポイント増の71.1%となった。今後も、財政力強化のため、自主財源の増強に努めるとともに、一層の経費節減と事業の効率化に努められたい。なお、財政指標の健全化判断比率等については、全て健全な数値と認められた。

以上を総括すると、令和4年度決算は、町税については、個人町民税、法人町民税及び固定資産税などが増収となり、町税全体として前年度を上回る結果となった。重要な財源となっているふるさと寄附金については、積極的な取組により前年度に近い収入となった。しかしながら、ふるさと寄附金は、常に安定的な財源として保証されているものではなく、歳出面においても、年々増大する社会保障関係費や公共施設の維持改修費、新規事業に要する経費など増加要因が多く、予断を許さない状況が今後も続くものと思われる。コロナ禍から平常に戻りつつある中、改めて事務事業の必要性・有効性・効率性に視点を置いて、的確な予算配分等も含め適正な公金の支出と事務処理に心がけていただき、住民や地域から求められるものを意識するとともに、DX推進を初め今後の事務事業の在り方にも探究心を持ちながら、幸田町の発展のため、より良い行政サービスをより効果的に提供できるよう、なお一層職務に精励されることを期待するものである。

令和5年8月4日、

幸田町監査委員 大 浦 裕
幸田町監査委員 黒 木 一

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 大浦 裕君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

次回は、9月5日、火曜日、午前9時から再開しますので、よろしくお願いします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、午前11時15分から第1委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いします。

連絡事項は、以上であります。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時04分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 5 年 9 月 1 日

議 長

議 員

議 員